

## 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正案について（概要）

### 1 現行制度の概要

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき、農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて飼料の成分規格を定めることができるとされており、当該成分規格は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）において定められている。

このうち、飼料の原料に含まれる農薬の成分である物質については、省令別表第1の1の（1）のセの表において、飼料の原料に超えて含まれてはならない量（以下「飼料に含まれる農薬の残留基準」という。）が平成18年5月に暫定的に定められており、食品安全委員会による食品健康影響評価の結果や飼料中の農薬の残留試験の結果等を踏まえて、適宜見直しを行っている。

### 2 改正の概要

省令別表第1の1の（1）のセの表に掲げる農薬の成分である物質のうち、イミダクロプリド、クロルプロファム及びフェノブカルブについて、飼料に含まれる農薬の残留基準を以下のとおり改正する。

なお、本改正案は、農業資材審議会に意見を聴き、平成30年1月に適当である旨の答申を得ている。

#### （1）イミダクロプリド

飼料の原料	飼料に含まれる農薬の残留基準（mg/kg） （残留基準の対象物質：イミダクロプリド（親化合物のみ））	
	改正後	改正前
えん麦	<u>0.04</u>	<u>0.05</u>
大麦	<u>0.04</u>	<u>0.05</u>
小麦	<u>0.2</u>	<u>0.05</u>
とうもろこし	0.05	0.05
マイロ	<u>0.04</u>	<u>0.05</u>
ライ麦	<u>0.04</u>	<u>0.05</u>
牧草	0.5	0.5

## (2) クロルプロファム

飼料の原料	飼料に含まれる農薬の残留基準 (mg/kg) (残留基準の対象物質：クロルプロファム (親化合物のみ) )	
	改正後	改正前
えん麦	<u>0.02</u>	(新設)
大麦	<u>0.02</u>	<u>0.05</u>
小麦	<u>0.02</u>	<u>0.05</u>
とうもろこし	0.05	0.05
ライ麦	<u>0.02</u>	<u>0.05</u>

## (3) フェノブカルブ

飼料の原料	飼料に含まれる農薬の残留基準 (mg/kg) (残留基準の対象物質：フェノブカルブ (親化合物のみ) )	
	改正後	改正前
えん麦	削る	<u>0.3</u>
大麦	削る	<u>0.3</u>
小麦	0.3	0.3
とうもろこし	削る	<u>0.3</u>
マイロ	削る	<u>0.3</u>
ライ麦	削る	<u>0.3</u>

下線部は改正部分

## 3 施行期日

### (1) イミダクロプリドについて

小麦に含まれる農薬の残留基準の改正については、公布の日から施行する。えん麦、大麦、マイロ及びライ麦に係る農薬の残留基準の改正については、改正前よりも残留基準が低くなることを踏まえ、公布後6か月を経過した日から施行する。

### (2) クロルプロファムについて

改正前よりも残留基準が低くなることを踏まえ、公布後6か月を経過した日から施行する。

### (3) フェノブカルブについて

公布の日から施行する。